

やいた 議会だより



長峰公園

目次

臨時会審議結果	2
定例会審議結果	2
表決状況一覧	5
一般質問	6
陳情審査結果	11
意見書の提出	12
議会改革検討結果	13
議会日誌	14
議会の予定	14

3月

定例会のあらまし

第321回市議会定例会は、3月1日から21日までの21日間にわたって開かれました。

本定例会では、市長の専決処分事項承認、平成25年度当初予算、平成24年度補正予算、条例の制定一部改正など、市長提出議案27件を原案のとおり承認・可決しました。

さらに、平成24年度補正予算、工事請負契約の締結など、追加議案3件を原案のとおり可決しました。

また、矢板市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定、市長の専決処分事項の指定及び国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書の議員案3件が提出され、原案のとおり可決しました。

第320回 臨時会審議結果

第320回臨時会が1月17日、1日の会期で開かれました。本臨時会では、指定廃棄物の最終処分場候補地の白紙撤回を求める意見書の議員提出議案1件を原案のとおり可決しました。

本市議会は、既に平成24年9月7日付けで指定廃棄物の最終処分場建設候補地の白紙撤回を求める意見書を、内閣総理大臣、環境大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出したところであり、

議員案第1号 指定廃棄物の最終処分場候補地の白紙撤回を求める意見書

(12ページに意見書掲載)

原案可決

第321回 定例会審議結果

議案第14号 矢板市長等の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について及び議案第15号 矢板市教育委員会教育長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について

本市の厳しい財政状況に鑑み、平成25年度も引き続き、市長等の給料及び期末手当を削減し、財政の健全化を推進するため、それぞれ特例条例を制定する。

原案可決

議案第17号 矢板市議会議務調査費の交付に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。

原案可決

議員案第1号 矢板市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

本市の厳しい財政状況に鑑み、平成25年度も引き続き、議員の期末手当を削減し、財政の健全化を推進するため、特例条例を制定する。

原案可決

追加議案第1号 平成24年度矢板市一般会計補正予算(第12号)

国の経済対策に伴う補助事業の片岡中学校武道場建設事業の追加などであり、歳入歳出にそれぞれ1億3,450万円を追加計上し、予算総額を130億2,700万円に補正する。

原案可決

追加議案第2号及び追加議案第3号 工事請負契約の締結について

東日本大震災により、地滑り被害を受けた中地区のロビンシティ住宅団地及び成田地区のハッピーハイランド住宅団地において、地盤の再滑動崩落を防止するに当たり、造成宅地滑動崩落緊急対策工事を実施するため、契約を締結することについて、条例の定めるところにより、議会の議決を求める。

原案可決

議員案第2号 市長の専決処分事項の指定について

市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること並びに議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約

について、契約金額の5パーセント以内に相当する金額に係る契約の変更をすることについては、地方自治法第180条第1項の規定により議会の権限に属する輕易な事項で、市長において専決処分することができるものとした。なお、昭和31年に指定した国庫支出金及び県支出金の決定により、これを財源として事業を実施するため必要な歳入歳出予算の追加を廃止した。

一般会計補正予算(第11号) 歳入歳出すべてについて検討を加え、過不足を精査のうえ、新たな財政需要に適切に対処することとして編成した結果、歳入歳出からそれぞれ6億750万円を減額し、予算総額を128億9,250万円に補正する。

原案可決

議員案第3号 国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書の提出について

議員案第1号 市長の専決処分事項承認について

専決第1号 平成24年度矢板市一般会計補正予算(第10号)

成田地内及び中地区内の住宅団地に係る地滑り対策に要する経費で、歳入歳出にそれぞれ2億6,400万円を追加計上し、予算総額を135億円に補正した。

承認

議案第11号 平成24年度矢板市

総務厚生常任委員会

議員案第12号 平成24年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 歳入歳出にそれぞれ7,721万1千円を追加計上し、予算総額を38億2,104万8千円に補正する。

原案可決

議案第16号 矢板市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されることに伴い、新型インフルエンザ等対策本部の設置に必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する。

原案可決

議案第18号 矢板市暴力団排除条例の一部改正について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。

原案可決

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

特別職で非常勤である学校医及び学校薬剤師の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する。
— 原案可決 —

議案第21号 矢板市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について及び議案第22号 矢板市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

3歳以上から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあることも受診分に対する医療費の自己負担を免除することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。
— 原案可決 —

議案第23号 矢板市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。
— 原案可決 —

議案第24号 矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

3歳以上から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

にあることも受診分に対する医療費の自己負担を免除すること及び障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。
— 原案可決 —

議案第25号 矢板市介護保険条例の一部改正について

介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の法人格の有無並びに指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定めるため、条例の一部を改正する。
— 原案可決 —

議案第27号 矢板市消防団条例の一部改正について

消防団員の費用弁償の見直しに伴い、その支給額を改定するため、条例の一部を改正する。
— 原案可決 —

経済建設文教常任委員会

議案第13号 平成24年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出からそれぞれ1,490万円を減額し、予算総額を1億9,480万円に補正する。
— 原案可決 —

議案第20号 矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

学校給食調理場の対象学校の変更を行うため、条例の一部を改正する。
— 原案可決 —

議案第26号 矢板市都市公園条例の一部改正について

新たに木幡土地区画整理事業地内に「よしはら公園」を設置することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。
— 原案可決 —



総務厚生常任委員会



木幡土地区画整理事業地内(よしはら公園)現地調査



中央配水池現地調査



ハッピーハイランド住宅団地現地調査

予算審査特別委員会

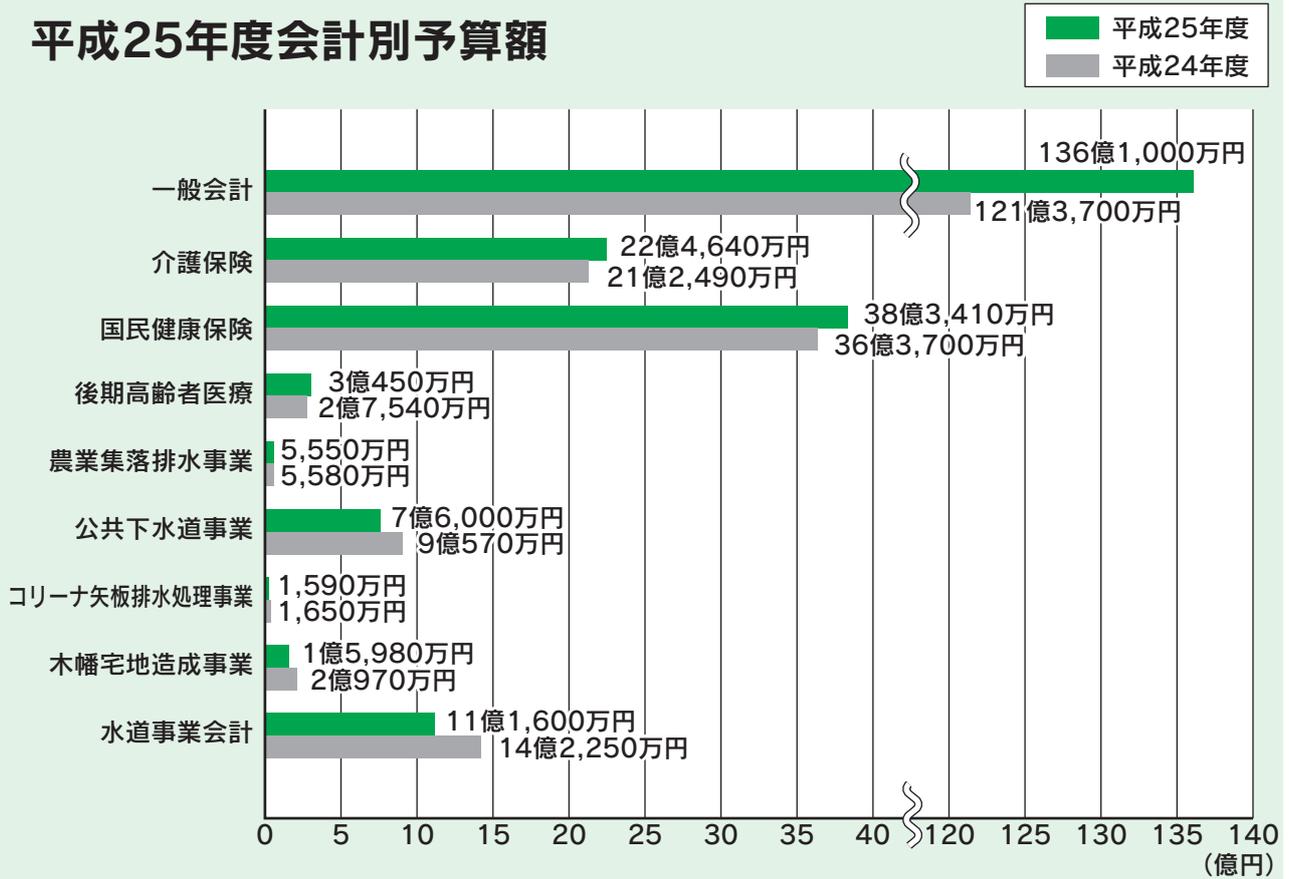
平成25年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の審査については、議員全員による予算審査特別委員会（委員長中村有子委員、副委員長石井侑男委員）を設置し、各常任委員会を単位とする分科会に関係部分の審査を付託し、それぞれの分科会で審査を行いました。

3月15日の予算審査特別委員会において、各分科会委員長等から審査の経過及び結果の報告を受け、原案が全会一致で可決されました。

3月21日の本会議で、予算審査特別委員長が、平成25年度は、第2次21世紀矢板市総合計画がスタートして3年目を迎えるが、計画に掲げた市民力の向上、教育の尊重、暮らしの安全などの重点計画を着実に推進し、かつ地域における様々な行政課題や、新たな行政需要などの確に対応するため、すべての事務事業の抜本的な見直しを図り、事業の必要性や優先順位を見極め、限られた財源の重点的・効率的配分に努めるよう要望し、平成25年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算を原案のとおり可決しました。

会計ごとの予算額は、次のとおりです。

平成25年度会計別予算額



予算審査特別委員会

平成25年第320回臨時会及び
第321回定例会における表決状況一覧

会議名	議案番号	件名	議決結果	議員名															
				伊藤幹夫	宮澤礼人	佐貫薫	小林勇治	和田安司	八木澤一重	石井侑男	中村有子	宮本妙子	中村久信	守田浩樹	渡邊孝一	今井勝巳	大島文男	大貫雄二	高瀬和夫
第320回臨時会	議員案第1号	指定廃棄物の最終処分場候補地の白紙撤回を求める意見書	原案可決	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第321回定例会	議案第1号	市長の専決処分事項承認について 専決第1号 平成24年度矢板市一般会計補正予算(第10号)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第2号	平成25年度矢板市一般会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第3号	平成25年度矢板市介護保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第4号	平成25年度矢板市国民健康保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第5号	平成25年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第6号	平成25年度矢板市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第7号	平成25年度矢板市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第8号	平成25年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第9号	平成25年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第10号	平成25年度矢板市水道事業会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第11号	平成24年度矢板市一般会計補正予算(第11号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第12号	平成24年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第13号	平成24年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第14号	矢板市長等の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第15号	矢板市教育委員会教育長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第16号	矢板市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第17号	矢板市議政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第18号	矢板市暴力団排除条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第19号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第20号	矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第21号	矢板市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第22号	矢板市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第23号	矢板市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第24号	矢板市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第25号	矢板市介護保険条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第26号	矢板市都市公園条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議案第27号	矢板市消防団条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	追加議案第1号	平成24年度矢板市一般会計補正予算(第12号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	追加議案第2号	工事請負契約の締結について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	追加議案第3号	工事請負契約の締結について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員案第1号	矢板市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議員案第2号	市長の専決処分事項の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議員案第3号	国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
陳情第18号	国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

議長のため採決に加わらず。

○：賛成 ×：反対 欠：欠席

市政に対する一般質問から

今定例会の一般質問は、3月4日、5日の2日間行われました。
一般質問には、7人の議員が登壇し、多方面にわたって活発な質問を行いました。その概要をお知らせします。

一般質問の主な項目 (質問順)

小林 勇治 議員

- 1 職員力の向上について
 - ①おもてなしの心、サービス精神について
 - ②職員力を活用した行政改善
 - ③職員提案制度の実施状況について
- 2 たばこ税について
 - ①たばこ税の仕組と税収見込みについて
- 3 国旗について
 - ①道徳教育の中での扱いについて
 - ②学校、家庭、地域での扱いについて

石井 侑男 議員

- 1 公共施設、インフラの老朽化対策について
- 2 職員定員適正化計画の見直しについて
- 3 小規模特認校(西小学校、豊田小学校)の学校経営について
- 4 中心市街地活性化対策について

伊藤 幹夫 議員

- 1 再生可能エネルギー産業による地域振興について
 - ①再生可能エネルギー産業による地域への効果について
 - ②企業誘致について
- 2 市管理の道路及び構造物の安全性について
 - ①老朽化による危険箇所の認識について

3つ

- 2 危険箇所の情報収集について
 - ③点検修繕について
- 3 幼児期における防災教育について
 - ①幼児期の防災教育の現状について
 - ②アメリカ式防災教育の導入推進について

今井 勝巳 議員

- 1 財政問題について(歳入確保)
 - ①市税確保の観点から、今後の市内経済動向をどう予測するか
 - ②現状の財政健全化対策で持続は可能か
 - ③新政権はアベノミクスを打ち出している。矢板として期待出来るものは何か
 - ④成長戦略は規制緩和を大胆に行なうこととされている。矢板市として取り組めるものはあるのか
- 2 職員の意識改革について

中村 有子 議員

- 1 高齢者福祉の充実について
 - ①「救急医療情報キット」の導入について
 - ②高齢者、障がい者世帯の家庭ごみ収集について
 - ③介護マークの普及と周知について
- 2 環境行政について
 - ①「小型家電リサイクル法」の成立を

受けて、レアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについて

- 3 選挙対策について
 - ①期日前投票の宣誓書の事前記入について

宮澤 礼人 議員

- 1 交通インフラの整備
 - ①アムントパスについて
 - ②通学路の安全確保について
 - ③橋梁、トンネルなどの公共設備について
- 2 矢板市の環境を守る為に
 - ①環境基本条例とそれに伴う関連条例について
 - ②放射能汚染対策課の事業計画
- 3 自治体間格差に勝ち抜く為に
 - ①情報の伝達・発信
 - ②お金をかけない積極的な施策

佐貫 薫 議員

- 1 安全・安心、元気をまちづくりについて
 - ①インフラ老朽化対策について
 - ②ごみ対策について
 - ③福祉施策について
- 2 放射性廃棄物最終処分場候補地問題について
 - ①現状の動きと課題について
 - ②今後の動きについて

職員力の向上

小林 勇治 議員

Q おもてなしの心、サービス精神について伺う。

A 市長 市政を取り巻く環境は、ＩＴ化や少子高齢化の進展などに伴い大きく変化しており、地域住民の意識も多様化、複雑化している状況にある。

健康づくりに対する関心の高まりや、毎日を安全で快適な環境のなかで生活したいという願いなど、今、まさに市民が市に求めている施策は、将来への不安感を払拭するための施策や、日々の生活に充実感をもたらす施策といった、高度で総合的なものとなっている。

適切に対応するためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを自覚し、意欲的に職務に取り組むとともに、身近な行政サービスの担い手であることを認識し、職務に当たっていくことが肝要であると考えている。

職員の意識・能力の向上及び組織の活性化を図るため、新採用職員研修や3年目の職員の接遇レベルアップ研修、更には民間企業派遣研修を実施している。

また、市民課には、総合案内員を配置して、初めて市役所へ

来た方や、手続きをする窓口に通っている方にとつて、わかりやすく円滑に処理できるようにしている。このように市民サービスを行う上でおもてなしの心は大切であると考えており、これからも職員研修の充実や窓口の改善により、市民満足度を向上させていきたいと考えている。

Q 職員力を活用した行政改善について伺う。

A 市長 職員が業務を行う上で、改善は、住民サービス向上につながる重要なことと考えており、全職員を対象に目標管理制度を導入している。この制度は、年度当初に業務の改善、課題等を所属長と面談し、事務事業を推進するための方法等を決めて、年度末に評価していくものであり、目標設定から目標達成のプロセスにおいて、職員の自主性や職務遂行への意欲を引き出すことを目的としている。所属長は、随時進捗状況を面談により確認していき、課内のコミュニケーションも図れることから、職場環境の改善にも役立つものと考えている。

Q 職員提案制度の実施状況について伺う。

A 市長 職員提案制度は、市が行う施策及び事務事業について、職員から広くアイデアを求め、これを積極的に市政に反映することにより、市民サービスの向上及び効果的かつ効率的な行政運用に寄与することを目的とした制度である。

提案できるテーマを「市民サービスが向上すること」「事務効率率が向上すること」「経費の節減になること」「収入の増加になること」「公益上有効であること」の5項目を設定し、提案は、すべての職員がいつでも可能としている。

提案された内容は、庁内の審査委員会で採否を審査し、採用となった提案については、提案者に対する褒賞がなされ、特に優秀な提案は公表することとしており、これまでに約50件の提案がなされ、そのうち8件が採用となった。その主なものとしては、「安価な事務用品の導入による経費節減を目的とした提案」「公用の郵便封筒の有効活用に関する提案」「窓口対応などの迅速化に関する提案」等があった。

今後とも、より積極的な提案を促進することで、職員が現状に問題意識を持ち、改善していくと試行錯誤することにより、改革意識や創造意識を高めていきながら、職員力の向上に努めたいと考えている。

公共施設、インフラの老朽化対策

石井 侑男 議員

Q 老朽化施設の更新による多大な費用について、その財源の確保などの問題があるなかで当局の考えを伺う。

A 総合政策課長 矢板市は、市庁舎や小中学校などの公共施設として、規模の大きいものを100棟程度有している。これまでに、小中学校の耐震化を集中的に推進し、本年度までにおおむね完了することができた。新年度より公民館や文化会館などの教育施設についても順次耐震化を進めている。

市営住宅については、すべての棟が耐震性を有しているが、計画的な更新を図るため、現在長寿命化計画を策定中であり、計画に基づき順次老朽箇所の改修を進めていく。上水道では、特に老朽化の著しい石綿管や塩化ビニール管を中心に順次更新している。公共下水道の終末処理場は、長寿命化計画により耐震化と併せて老朽箇所の更新を進めている。道路の橋りょうは、主要54橋を対象として長寿命化修繕計画を策定し、計画的に進めている。これらを始め、公共施設の改修に際し、施設の現状調査などに基づき改修計画を

策定し、整備の優先度を見極めながら効率的な維持・管理に努めており、実施に際しては、中期財政計画において、実施年度の調整を図りながら進めている。また、大がかりな施設更新等に備えて、公共施設整備基金の積立なども行っている。

現在、公共建築物を対象として、計画的な耐震改修を目的とした公共施設耐震化計画の策定を進めている。

社会基盤施設の更新の実施時期が一時的に集中していくことが予想されるが、新政府の重点施策として「命と暮らしを守るために必要な、社会基盤の老朽化対策に対する支援」を目的とした補助制度の創設に向けて準備が進められており、この制度の詳細を十分に調査・分析し、最大限に活用しながら進めていきたいと考えている。

小規模特認校の学校経営

Q 小規模特認校(西小学校・豊田小学校)の学校経営について伺う。

A 教育長 西小学校と豊田小学校では、極端に入学者が減少するなか、学校の良さを生かした特色ある教育活動を実践している。両小学校のこれまでの教育

実践・成果をもとに、小規模校の良さを生かした教育を更に広め、学区を越えて自由に入学できるように小規模特認校を指定したところである。

この目的は、自然環境に恵まれ、地域の歴史と伝統を生かした教育環境で、児童の適性を生かした教育を推進するとともに心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培い、併せて複式学級の解消を図ることとしている。

両校とも、小規模校の特性を生かしたきめやかな教育や、特色ある学校経営に努めることとしており、西小学校は「学習習慣・生活習慣・健康習慣」を身に付け、自主性を育てることや、成功体験の場を数多く設定することで、子どもたちの自尊心を高め、それぞれの良さを伸ばしていく。

平成25年度には西の森ふれあいスクールも開設し、放課後の子どもたちの安全・安心の確保に努めていく。豊田小学校は、少人数対応学習で全学年「英語教育」に力を入れるとともに、ドリル学習による基礎・基本の向上に努める。

今後も広報やいたやホームページによる周知と幼稚園・保育園への案内などを通じて、小規模特認校制度が機能していくよう取り組んでいく。

市管理の道路及び 構造物の安全性

伊藤 幹夫 議員

Q 老朽化による危険箇所の認識と情報収集及び点検修繕について伺う。

A 都市建設課長 危険箇所の認識のうち、道路については、現場作業班及び担当職員により目視確認を行っているものであるが、道路の大半が高度成長期に築造されたため、老朽化が進んでいるのが現状である。

市の管理する橋りょうについては、平成24年4月1日現在187橋あり、そのうち建設後50年を経過するものは全体の2%だが、20年後には50%に増加する。

危険箇所の情報収集については、ホームページに「道路ウォッチング」として掲載し、市民に危険箇所の情報提供を呼び掛けている。

また、市営住宅については、入居者や管理人から危険箇所の情報を収集している。また、担当職員も入退去検査の際などに危険箇所の点検をし、現状把握に努めている。

都市公園の建築物は、矢板市施設管理公社による点検及び来園者からの通報や情報提供により、老朽箇所や危険箇所の現状把握に努めている。

点検修繕のうち、老朽化が進む道路については、長期的な維持修繕が必要であると考える。なお「道路ウォッチング」により情報提供を受けたもののうち小規模な修繕は、市の現場作業班及び担当職員が随時実施し、できない場合は、建設公社に依頼しているところである。

橋りょうについては、目視による点検を実施し、橋長15m以上の橋は、5年毎の詳細点検を予定するとともに「矢板市橋梁長寿命化修繕計画」を作成し、計画的な修繕を行う。

なお、緊急を要する危険箇所について、修繕に時間を要する場合は交通規制等を行い、安全の確保に努めている。

市営住宅については、今後は修繕の方向性を明確化し、施設や設備工事の優先順位を決めるなど、コスト縮減にも配慮した「市営住宅長寿化計画」を策定したいと考えている。

また、都市公園の建築物に異常が認められた場合は、専門業者に修繕を依頼し、安全確保に努めている。

推進について伺う。

A 市長 各保育所・保育園・幼稚園が、避難訓練や消火訓練・通報訓練など消防署の職員を講師とし、火災や地震などの災害に対する訓練を実施している。

また、子どもたちに火の危険性や火遊び防止などを学習させたり、県防災館で体験学習を実施している園もある。各園では災害を想定したマニュアルを策定し、アメリカ式防災教育と備えている。

アメリカ式防災教育とは、昔から火遊びが原因で子どもが犠牲になることが多かったため、子どもが自分で命を守るよう考えられたプログラムだという。アメリカと日本では、歴史や考え方や生活習慣などの違いから、同じ環境ではないが、子どもが自分で自分の身を守ることを学習しておくことは、大切であると考えている。

しかし、幼児期には自己判断をするのに未熟さがあることを考慮し、火遊びをしない、火事を見つけたら周りに知らせる、先生や親などの言うことを聞いて避難する、という基本的な習慣づけをさせていくことにより、自分の身を守るという現在の防火指導を進めていきたいと考える。

財政問題

今井 勝巳 議員

Q 市税確保の観点から、今後の市内経済動向をどう予測するか。また現状の財政健全化対策で持続は可能か伺う。

A 市長 長引く景気低迷や東日本大震災により、矢板市の経済も疲弊していた昨年夏、シャープ栃木工場の事業縮小が公表された。この影響は、多数の従業員はもとより、市内に存在する様々な関連企業、商業サービス業等にも連鎖的に波及している。さらには、その後、指定廃棄物最終処分場候補地選定の通告がなされた。放射性物質の飛散による直接的な被害からの復興に向けて懸命に取り組んでいるさなかになされたこの候補地選定は、市民の不安とともに地域経済に対する更なる風評被害を招くこととなり、矢板市の経済は、大きな逆風の下におかれた。

昨年12月に誕生した新たな政権が経済再生を重点政策に掲げたことで、その期待から株価などには回復の兆しも見え始めているが、経済対策の効果が期待どおり地方に届くかは未知数であり、今後も厳しい状況が続くものと見込んでいる。

幼児期における防災教育

Q 幼児期の防災教育の現状とアメリカ式防災教育の導入

矢板市の財政運営は、自立した行政経営を目的に、財政健全化対策を市政運営の柱として位置づけ、事務事業の見直しや人件費の削減、税収を始め歳入の確保に努め、また、限られた財源の有効活用により、多様な行政需要への確に対応しながら、矢板市の将来を見据えた施策の実施に努めているところである。

特色あるまちづくりを進めるためには、財政健全化対策は必要不可欠であり、事務事業の更なる効率化に努めていかなければならないと考えている。

Q 新政権はアベノミクスを打ち出している。矢板として期待できるものは何か。また成長戦略は規制緩和を大胆に行うこととされている。矢板市として取り組めるものはあるか伺う。

A 市長 新たな政権の経済政策的な財政政策「民間投資を喚起する成長戦略」の3つが基本方針として掲げられ、強い日本経済を取り戻すことが宣言された。長引く景気の低迷から脱却し、経済が地方に活力を取り戻すための政策が速やかに実行されることに、大きな期待を寄せているところである。

経済対策は、命と暮らしを守る

ために緊急に必要とされる公共施設の老朽化対策、防災・減災対策、生活空間の安全確保のための交通安全対策により、安全安心な道路空間の形成を図るなどとなっている。矢板市においてもこの補助制度を活用することで、様々な事業の推進が図れるものと考えている。

政府は、経済の活性化、民間需要主導の経済成長を実現するために規制改革会議を設置し、雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連の3つを重点分野として議論・検討を始めたところである。産業の海外流出防止を目的として、法人税の引き下げなどによる国内立地の支援を行うなどとしていることから、これらにより、停滞している矢板南産業団地への企業誘致が促進されると期待している。

なお、矢板市が現行の規制緩和を求めている項目として、土地利用計画に関するものが挙げられる。県道矢板那須線バイパス周辺の市街地促進に対し、厳しい状況ではあるが、この沿線の開発需要は極めて大きく、矢板市の将来を見据えると、この地域の市街地促進は是非とも取り組んでいかなければならないと考えている。これら土地利用や大規模開発の許可可をはじめ、地域が地域の特徴を生かした自由なまちづくりが可能となるよう、一層の規制緩和を求めている。

きたい。

中村 有子 議員
高齢者福祉の充実

Q 救急医療情報キットの導入及び高齢者、障がい者世帯の家庭ごみ収集について伺う。

A 市長 救急医療情報キットは、一人暮らしの高齢者などが、自宅で緊急事態が発生した時に、かかりつけ医の情報や緊急連絡先、病歴の情報などを救急隊員に知らせるためのもので、迅速な対応を要する緊急時に役立つものである。

本市では平成21年12月より矢板市緊急時連絡カードの配布を行っている。このカードは、救急医療情報キットとほぼ同様の内容を記載したものであり、主に携帯用として使用されている。また、自宅にいる時には冷蔵庫などに貼り付けていただくようお願いしている。

カードの交付後は、民生委員・児童委員による定期的な訪問の際などに、所持の確認や利用の徹底を図っており、概ね有効に活用されているものと認識している。

このようなことから、現在の緊急時連絡カードを定着させ、継続した活用を進めていく考えであるが、救急医療情報キットについても、二重の安心としての効果

も期待できることから、今後、実施に向けて準備していく。

高齢者、障がい者世帯の家庭ごみ収集については、家庭のごみをゴミステーションまで運ぶことが困難な方については、介護保険や障がい者福祉によるホームヘルパーなどを利用して利用している。この他、シルバー人材センターによる「家事まとめてサービス」事業などの制度の利用を進めている。

ゴミ出しの困難な方を対象とした戸別収集については、孤独死などの予防を図ることもでき、高齢者や障がい者の見守りなどには有効な手段であると考えられるので、今後どのような方法で実施ができるかなど、検討していきたいと考えている。

選挙対策

Q 期日前投票の宣誓書の事前記入について伺う。

A 選挙管理委員会委員長 期日前投票制度は、投票日当日に投票所に行けない方のために平成15年12月の法改正により創設されたもので、期日前投票を行うためには、投票日に仕事を休んでいる等の申し立てをしたうえで、その申し立てが真正である旨の宣誓書を提出することとされている。

現在、期日前投票所においては高齢者にも簡単に書けるよう、当日投票所へ行けない事由に丸印をつけ、その他には住所、氏名、生年月日を記入するだけの宣誓書を用意している。

一方、事前に記入された宣誓書の場合、本人が書いたものであるかが判らないことから、身代わり投票や二重投票などが行われる可能性がある。

今後、宣誓書の様式をホームページからダウンロードできるようにするかどうかについては、有権者への利便性を図るうえで、他市の状況や違法行為の危険性等を勘案しながら、検討していきたいと考えている。

選挙の投票率を上げることは、選挙管理委員会にとって大きな課題であり、選挙時のみならず、平日頃より選挙啓発に努めているが、投票率はなかなか上がらないのが実情である。世代別では若年層の投票率が特に低い。その最大の原因は政治に対する無関心だと言われている。政治に関心があれば選挙にも関心が生まれ、ひいては投票率アップにもつながる。若者の政治に対する関心を、今後いかに高めていくかが重要なテーマとなっているので、ご協力願いたい。

したい。

宮澤 礼人 議員

交通インフラ整備

Q デマンドバスについて伺う。

A 市長 デマンドバス導入に当たり、県内の先進地について

交通導入の背景を始めとして、運営主体、利用状況、システム方式や区分・運行形態、事業者委託方式や契約方式、導入費用、運用費用等を調査をしたところである。その結果、中には数年をかけて十分検討し、体制を構築したにもかかわらず、費用対効果の面や運用開始後の乗客が少ないなど、課題がいくつか挙げられているのが実態であった。

こうした実態を踏まえ、デマンド運行導入に当たっては更に慎重に進めていかねばならない。

今後は、平成25年度に現在の路線バスの路線拡大など大幅な見直し案をまとめ、国土交通省など関連機関や市内事業者等で構成する地域公共交通会議に諮り、細部を確定する。

具体的運行計画の概要は、14人乗りバスを新たに1台導入し、合計3台のバスにより特に交通空白地帯である市西部や東部地区等の新たな路線拡充を図るとともに、矢板駅、長峰公園、塩谷病

院、道の駅やいた、県営木幡住宅等の市街地を循環するバスの新たな運行について、10月を目途に進める予定である。

高齢社会、人口減少社会を迎え、交通インフラ整備は重要課題であるので、まずは路線バスの路線拡大を行い、その結果を踏まえ、デマンド交通についても検討したい。

自治体間格差に勝ち抜く為に

Q 情報の伝達 発信について伺う。

A 総合政策課長 情報の伝達・発信の目的としては、市民に対しては行政の説明責任や

透明性の確保、信頼関係の醸成があげられる。また、対外的には交流人口の増加や地域産業の発展等があげられる。そのため、情報の重要性を理解し、受け取り側の立場を考慮しながら様々な手法で発信し続ける必要がある。

その一手段として、3月18日には市ホームページをより見やすく、わかりやすく、使いやすくするためにリニューアルし、公開する新しい機能としては、矢板の子育てや生活を紹介したウェブムービーや、市内観光地等の情報を写真で伝えるパノラマビューを導入した。さらには子育て情報を知らせる

子育て支援メールマガジンなどを新設した。また、ツイッターを導入することにより、これまでの情報発信よりも即時性や双方向性、伝播力等が期待できると考える。その運用においては配信内容を工夫し、災害時などにも積極的に活用する。

次にFMとちぎの番組による矢板の情報発信事業については、4月の開始に向け、準備を行っている。市のイベント、観光、店舗、施設などの情報のほか、市民力にスポットを当てたコーナーを1時間程度の番組の中に盛り込み、放送する。矢板市の良さを伝え、交流人口の増加につなげたい。

防災関係の情報発信については、平成24年度中に防災行政デジタル無線を公共施設及び自治公民館等の避難所へ60基整備し、運用を開始する。さらに、平成26年度までに101基全てを整備し、運用を開始する。防災メール配信システムについては、平成24年度より運用を開始し、市民、市職員、消防団員合わせて約1,041件が登録されており、これらを積極的に活用することで災害時などに、より迅速な情報発信が可能となる。

今後とも自治体間格差に勝ち抜くため、市内外に対して様々な手法を検討し、情報を伝達、発信する。

佐賀 薫 議員

安全・安心、元気なまちづくり

Q いじめ対策について伺う。

A 教育長 平成24年度上半期(4月～9月)問題行動調査

において、いじめの状況を把握しているが、平成22・23年度と比べると件数が増加している。これは全国的な傾向であり、大津市の事件により、これまでは認識されていたような事例までいじめとして捉えられるようになったことによると考えられる。

本市では、迅速な対応によりいじめはすべて解消されており、重大な事例には至っていない。内容については、児童・生徒の発達段階によつて違いはあるが、休み時間や放課後等での思いやり不足や規範認識の欠如による言動等に起因するものが目立つ状況である。

いじめの予防としては、早期発見、早期対応が基本となるが、引き続き、心の教育の推進、居が感じのある集団づくり、関係機関との連携を行っているところである。

また、家庭環境やさまざまな個性に起因する事例が増えてきているため、継続性のある個別理解と指導、問題行動への共通理解、

子どもたちのいじめ問題への意識を高めるなど、更なる対策が必要となっている。

そのため、課題解決に向けては、小中学校間での密接な情報交換、学校内での問題行動や有効な対応への徹底した共通理解、児童会や生徒会へのいじめ解消に向けた意識啓発を進めている。

平成24年度は県より全教職員にいじめの理解と対応についての冊子が配布され、いじめの定義・指導体制・対応・予防に対する徹底した指導及び理解が図られている。また、県内全小中学校の児童指導・生徒指導担当者の研修が行われ、市内各小中学校でもいじめ問題への徹底した取り組みが行われているところである。さらに、本市では平成25年度から文部科学省のいじめ防止推進事業に取り組み、市全体で引き続き課題解決を図りたいと考えている。

放射性廃棄物最終処分場候補地問題

Q 現状の動きと課題及び今後の動きについて伺う。

A 市長 現状の動きと課題に

ついては、市として指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回を求める要望書を、昨年10月22

日に長浜環境大臣(当時)と栃木県選出の国会議員へ、12月27日には安倍総理大臣と石原環境大臣へそれぞれ提出し、候補地選定の白紙撤回を訴えてきた。

また、市民をはじめ多くの方にこの問題を知っていただくため、広報やいたにおいては10月1日号への特集掲載、12月1日に特別号を発行したほか、ホームページではこれまでの経緯を掲載してきた。

一方、これまで市民同盟会をはじめ、市民により、白紙撤回を求める署名運動や昨年12月2日の一人人集会、さらには12月20日の国会周辺デモなどが行われ、オール矢板での市民運動が展開されている。

さらに、同じく指定廃棄物最終処分場候補地に指定された茨城県高萩市とは昨年11月19日、白紙撤回に向けて共同歩調で取り組むことで合意し、連携を図っている。

これからの行政の活動については、広報やいた3月15日特別号で、最終処分場候補地となっている塩田地区を紹介するなどの広報活動を行うほか、市民対象の勉強会開催を考えている。

また、今後、行政と市民同盟会が連携することによって、市民が最終処分場に対する問題意識を持ち続けていけるような働きかけをしていきたい。

陳情審査結果 (第321回)

陳情番号	件名	提出者	所管委員会	結果
陳情第18号	国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情	宇都宮市宝木町2-1017-8 レインボー薬局宝木店2F 栃木県社会保障推進協議会 会長 大根田 紳	総務厚生	採 択

請願・陳情はこんな方法で

請願・陳情は、市民の皆様の要望を市政に反映させるための制度です。

矢板市議会へ請願書・陳情書を提出する方は、次の要領でご持参ください。



- 請願書・陳情書は、右の様式に準じて、日本語で作成してください。
 - 内容は簡単な趣旨、理由、提出日、請願者(陳情者)の住所及び氏名を記載し、押印して提出してください。
 - 用紙サイズはA4版をお願いします。
 - 請願書には、必ず1人以上の紹介議員(矢板市議会議員)の署名又は記名押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。
 - 道路や水路等の場合は、地図の写しや略図を添付してください。
 - 請願・陳情はいつでも(市役所が閉庁のときを除く)受け付けていますが、事務処理の都合がありますので、定例会開会日の10日ぐらい前までに提出してください。
- なお、定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。
- その他不明な点については、議会事務局にお問い合わせください。

電話(0287)43-6216

請願書様式

(表紙)
○○○○○に関する請願書
紹介議員 氏 名◎

(内容)
件名 ○○○○○に関する請願
要旨
理由

地方自治法第124条の規定により、上記の請願書を提出します。
平成 年 月 日
請願者(代表)
住 所
氏 名 ○○○○ ◎
(連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。)
矢板市議会議長 様

陳情書様式

(表紙)
○○○○○に関する陳情書

(内容)
件名 ○○○○○に関する陳情
要旨
理由

平成 年 月 日
陳情者(代表)
住 所
氏 名 ○○○○ ◎
(連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。)
矢板市議会議長 様

意見書の提出

第320回臨時会において議員案として意見書1件が提出され、原案のとおり可決し、関係機関に提出しました。

指定廃棄物の最終処分場候補地の白紙撤回を求める意見書

平成24年9月3日、突然環境副大臣が来庁し、地元自治体に一切の相談もなく、指定廃棄物の最終処分場候補地を矢板市塩田地内の国有林野としたことが、明らかになった。

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に示すとおり、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うものとしている。栃木県内で発生し、一時的な保管が長期化している多量の指定廃棄物や農林業系副産物等可燃性廃棄物の処理を迅速に進めるには、県内のいずれかの場所において最終処分場を設置しなければならないことは承知している。

しかしながら、本市は放射線量の汚染状況重点調査地域に指定されており、現在、公共施設を中心に除染作業を実施しているところである。加えて、多くの市民が、農産物等の風評被害に苦しんでいる状況にあり、市民は一日も早い復興に向け、懸命の努力をしているところである。このような状況における今回の本候補地の選定は、こうした市民の不断の努力や、安全安心を希求する切なる思いを踏みにじるものであり、到底応じられるものではない。

今回示された候補地は、塩田ダムの至近に位置する農業用水の直接的な水源地であるとともに、広く、水道水源地となっている。

9000立方メートルを超える高濃度の指定廃棄物を遮蔽するコンクリート等は必ず劣化する。将来にわたって安全であるとは断じて言えず、地下水等の汚染の可能性は否定できない。

また、可燃性指定廃棄物を仮設焼却炉で焼却すれば、放射性物質飛散による被害が危惧される。候補地の近くには矢板市の主要な上水道水源の一つである寺山ダムがあるため、市民は大きな不安を抱いている。

さらに、候補地に近接して関谷活断層が存在するため、一帯は強い地震の発生する危険をはらんでいる。高度な安全性の確保が必須の施設である最終処分場を、活断層の近くに建設してはならないことは明白である。このような場所を最終処分場候補地としたことは、全く理解ができない。

こうした種々の懸念が渦を巻いているため、風評被害については、想像を絶する規模となること必至である。農林業や観光業を初めとして、本市及び近隣一帯は諸般にわたり今後数十年以上、壊滅的な打撃を受け続けることになる。

矢板市は、水環境保全条例の制定や環境都市宣言を行い、自然環境の保全に努めている。平成23年3月に策定した第2次21世紀矢板市総合計画においては、目指す矢板市の姿の一つとして『「水・風・緑」きらきら』と謳い、水と空気と大地がきらめくまじぎりに積極的に取り組んでいるところであるが、最終処分場候補地は矢板市の自然を象徴する高原山の中腹に位置している。このような場所を最終処分場候補地としたことを受け入れることは到底できない。

本市議会は、平成24年9月7日付けで指定廃棄物の最終処分場建設候補地の白紙撤回を求める意見書を内閣総理大臣、環境大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出したところであるが、平成24年12月の政権交代により新たな内閣が誕生した。よって、新たな内閣において、さきの内閣が選定した最終処分場候補地を白紙撤回するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年1月17日

矢板市議会議長 守田 浩樹

内閣総理大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長 あて

第321回定例会において議員案として意見書1件が提出され、原案のとおり可決し、関係機関に提出しました。

国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書

深刻な経済危機が市民の雇用と暮らしを直撃するとともに、医療・介護・福祉・年金制度など、社会保障制度の大幅な後退により、住民から悲痛な声が上がっている。

とりわけ国民健康保険については、所得が減って保険税を払いたくても払えない世帯が増えており、中には受診抑制をせざるを得ない世帯もある。

厚生労働省によれば、ここ数年、国民健康保険税が払えない滞納世帯は加入世帯の約2割に上っている。

この事態の大きな原因は、国が出す補助金を減らしてきたことにある。各自治体においては、厳しい財政の中、保険税を上げざるを得ない状況も見られる。

国民健康保険制度は、日本国憲法第25条に基づき、国民健康保険法で社会保障制度と位置付けられ、国民皆保険制度の土台として、国民誰一人漏れることなく医療を受けることができるように作られた制度である。保険証がないために受診を控え、医療が受けられない事態があってはならない。

よって、国においては国民健康保険への国庫負担を増額するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

矢板市議会議長 守田 浩樹

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 あて

議会改革検討結果

議会改革につきましては、かねてより議会運営委員会で検討し、2月14日の全員協議会において了承されました。その内容は、次のとおりです。

1 一般質問の一问一答制について

- ・現在、再質問から一问一答制をとっていますが、傍聴者によりわかりやすくするため、最初の質問から一问一答制で行います。実施については、平成25年6月定例会で試行し、9月定例会から本格導入することとしました。

2 常任委員会等の傍聴について

- ・常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の傍聴については、スペースの関係から傍聴者の人数は限られますが、だれでも自由に傍聴できるよう改めました。

3 市議会傍聴規則の見直しについて

- ・傍聴する場合、氏名、住所及び年齢の記載が必要でしたが、年齢の記載を撤廃しました。

4 議長口述書について

- ・議長の口述は、議会独特な言い回しや文語調でわかりにくい部分がありましたが、口語調に変更し、市民に親しみやすい議会としました。

5 議員の賛否の公表について

- ・議案等に対する議員の賛否の結果については、平成25年5月1日号（本号）の議会だよりから掲載することとしました。（5ページに掲載）

議会だより(次回は8月1日)
表紙の写真
募集

■目的

「議会だより」をより市民の身近な広報紙とするため、市民参加の一環として議会だよりの表紙写真(8月1日号にふさわしいもの)を一般公募します。

■応募上の注意

- (1)応募は1人1点とする
- (2)作品は未発表のものに限る
- (3)応募作品には、撮影場所、撮影者の住所・氏名・電話番号を明記すること

■応募規定

- (1)テーマ 市内の時節にふさわしい写真(風景や催し物など)
- (2)規格 カラー写真(デジタルデータ可)※合成写真不可
- (3)応募資格 アマチュアの方に限る

■選考 議会だより広報委員会で選考します。

■その他 採用者には粗品を進呈します。詳細は、議会事務局へお問い合わせください。

■切

7月12日(金)まで

☎ 43-6216

議会を傍聴しましょう

議会(定例会や臨時会)、全員協議会を公開しています。傍聴することは、議会の活動や市政を知る最も良い方法です。ぜひお越しください。

なお、次の定例会、全員協議会の予定は、14ページに記載しています。

ご不明の点については、議会事務局までお問い合わせください。

電話:43-6216 FAX:44-1100



議会日誌



2月

- 5日 市議会議員共済会第105回 代議員会 (東京都)
- 6日 活性化対策特別委員会行 政視察 (長野県)
- 12日 塩谷広域行政組合全員協 議会及び定例会(矢板市)
- 14日 全員協議会
- 18日 全国高速自動車道市議会 協議会第39回総会 (東京都)

3月

- 1日 全員協議会
- 1日～21日 第321回矢板市議会 定例会
- 12日 災害対策特別委員会 議会運営委員会、全員協 議会
- 26日 県北五市議長会議 (那須烏山市)

4月

- 16日 第281回栃木県市議会議長 会議 (宇都宮市)



議会の予定

今後の定例会及び全員協議会の 予定は、次のとおりです。

- 17日 全員協議会、広報委員会、 活性化対策特別委員会、 災害対策特別委員会
- 25日 関東市議会議長会第79回 定期総会 (山梨県)

- ◆定例会の予定
- ▼6月定例会
- 会期 6月7日～20日
- 7日 定例会開会
- 10日・11日 一般質問
- 12日～14日 常任委員会
- 20日 定例会閉会
- ▼9月定例会
- 会期 9月6日～26日
- ▼12月定例会
- 会期 12月6日～19日
- ▼3月定例会
- 会期 2月28日～3月20日
- ◆全員協議会
- 5月21日、
- 6月7日(定例会開会日)、
- 6月20日(定例会閉会日)、
- 7月17日、8月20日、
- 9月6日(定例会開会日)、
- 9月26日(定例会閉会日)、
- 10月17日、11月19日、



指定廃棄物最終処分場に係る経緯

○ 日程等が変更となる場合がありますので、傍聴する場合は、あらかじめ議会事務局へお問い合わせください。

- 12月6日(定例会開会日)、
- 12月19日(定例会閉会日)、
- 1月21日、2月13日、
- 2月28日(定例会開会日)、
- 3月20日(定例会閉会日)

- 1月17日 臨時会閉会后、高萩市を訪問し、候補地の現地調査及び高萩市議員団との意見交換会を開催
- 2月25日 井上環境副大臣ら来庁。指定廃棄物の最終処分候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針についての説明に同席
- 同日 矢板市民同盟会・塩田地区住民に対する国の経緯の検証及び今後の方針についての説明会に同席
- 3月4日 白紙撤回を求める市民同盟会実行委員会に参加
- 3月16日 第1回指定廃棄物等有識者会議に出席
- 3月27日 白紙撤回を求める市民同盟会緊急市民集會に参加

あとうがき

- ▶ 議会だより第181号をお届けします。
- 一般質問は、紙面の関係で全質問を掲載できませんが、会議録で見ることができます。
- 会議録は、6月上旬から議会事務局、図書館、矢板・泉・片岡公民館でご覧になれます。
- また、矢板市のホームページでもご覧になれます。

(ホームページアドレス) <http://www.city.yaita.tochigi.jp>



お知らせ

- FMとちぎにて毎週火曜日午後1時30分より「矢板時間」放送中!
- とちぎテレビのデータ放送で矢板情報発信中!

編集刷/侷シャストカプス 43-6216 48-8338